

## 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委 託 業 務 の 名 称 令和8年度福島県ストレスチェック事業業務
- 2 委 託 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 予 定 件 数 及 び 契 約 単 価 別に添付する「福島県ストレスチェック事業の委託事業一覧表」のとおり。ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 4 契 約 保 証 金 \_\_\_\_\_円

上記委託業務について、委託者 福島県 (以下「甲」という。)と受託者 \_\_\_\_\_  
(以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従い、契約書に記載されている委託業務を履行しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもので重要な事項については、甲乙協議してこれを定める。

3 その他軽微な事項については、乙は甲の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承認なしに、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害の負担)

第3条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要な経費は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

(契約の変更等)

第5条 甲は、必要と認めるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第6条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により期限内に委託業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を詳記して、履行期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第12条4項に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(報告及び検査)

第7条 乙は、当該受検者に対し第1条により実施し、当該結果等については業務完了後すみやかに業務完了報告書により報告し、その検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、通知を受けた日から10日以内に検査を行い、乙の業務内容が適性を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る検査については第1項の規定を準用する。

(委託料の請求)

第8条 甲は前条による検査後、乙からの請求に基づき適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 前項に請求する金額は、受検者数等に契約単価を乗じて得た額の合算した金額(円未満切り捨て)に消費税及び地方消費税を加えた金額を請求するものとする。

(遅延利息)

第9条 甲は、正当な理由なく前条第2項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個

個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (4) 乙が解除を申し出たとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(6) 前5号の一に該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解除の通知をしたうえで契約を解除することができる。

3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

4 甲が第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除したときは、乙は、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済み金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が、前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(代表者変更の届出)

第14条 代表者の名義変更が生じた場合は、これを証する書面を添えて速やかに報告するものとする。

(予定件数)

第15条 当該契約の予定件数を超えて業務を委託する場合、又は予定件数に満たない場合であっても当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(契約不適合責任)

第16条 甲は、履行された業務が、仕様、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、当該契約不適合と知ったときから1年以内に限り、乙に対して、当該業務の修正、代替業務の実施又は不足分に係る業務実施等による履行の追完を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

2 甲は、乙が前項の契約不適合の修正等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 18 条 前条の規定による協議が整わない場合は、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日令和 8 年 4 月 1 日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日令和 8 年 4 月 1 日から生じるものとする。

令和 8 年 月 日

委託者（甲） 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号  
福 島 県  
福島県知事 内堀 雅雄

受託者（乙）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わないこととともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等を行うなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第8号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」及び「同ガイドライン（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報の持ち出しをする場合又は災害発生時その他の

緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

- 第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。
- 2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 乙は、個人情報(特定個人情報を含む)の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。
- 3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」及び「同ガイドライン(別添2)特定個人情報の漏えい等に関する報告等(行政機関等・地方公共団体編)」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告しなければならない。
- 3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査を行うことができる。

(指示)

- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

## 令和8年度 福島県ストレスチェック事業の委託事業一覧表

業務区分	業務詳細		回目	予定件数	合計 予定件数	契約単価 (円)
ストレス チェック の実施	We b環境整備 (基本)		—	—	1	
	ストレス チェック検査 の実施 (職業 性ストレス簡 易調査票 (57 項目))	【We b用】ストレスチェック調査票作成 (ID・パスワード発行含む)	1	7,191	7,389	
			2	198		
		【点字用】ストレスチェック調査票作成・ 発送・回収	1	9	11	
			2	2		
		【We b用】個人のストレス程度の評価・ 分析及び高ストレス者の選定の上、個人結 果報告書の作成	1	7,191	7,389	
			2	198		
	ストレス チェック結果 の通知等	【点字用】個人のストレス程度の評価・分 分析及び高ストレス者の選定の上、個人結果 報告書の作成	1	9	11	
			2	2		
		面接指導申出フォーム調整 ※ 結果表示後にフォーム遷移 等	1	576	592	
2			16			
面接指導 の実施	医師による 面接指導の 事前準備	結果提供の同意取得等、面接指導に必要な 関係書類等の回収	1	28	30	
			2	2		
	医師による 面接指導	医師による面接指導・結果報告書の作成、 発送	1	28	30	
			2	2		
集団ごとの集計・分析	集団ごとの集計・分析結果の作成 ・ 福島県全体の分析結果を作成 ・ 各部局ごとの分析結果を作成 ・ 各所属の分析結果を作成 ・ 希望所属について分析結果を課室等に 細分化した結果を作成		1 のみ	—	378	
	集団ごとの集計・分析結果を各所属へ発送		1 のみ	—	162	
データ入力・保存	CD-Rで納品		—	—	一式	